

## 申請に対する処分

処分名	介護・訓練等給付費の支給決定の変更
根拠法令	障害者自立支援法第24条 障害者自立支援法施行規則第17条
所管課	市民福祉部福祉政策課

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

介護・訓練等給付費の支給決定を受けた人

(2) 申請の方法

支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書に当該受給者証を添えて提出する。

(3) 許認可等の要件

次の事項を勘案し、支給決定の変更が必要と認められる場合

ア 介護・訓練等給付費の支給の申請を行った障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

イ 当該障害者の介護を行う者の状況

ウ 当該障害者の介護・訓練等給付費の受給の状況

エ 当該障害者の介護・訓練等給付費以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

オ 当該身体障害者の介護・訓練等給付費支援の利用に関する意向の具体的内容

カ 当該身体障害者の置かれている環境

キ 当該申請に係る介護・訓練等給付費支援の提供体制の整備の状況

### 2 標準処理時間

30日